一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚								
	卵								
一六〇四・三一	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの								
一六〇四・三二	にしん（クルペア属のもの）のもの								
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	キャビア及びその代用物								
	キャビア								
	キャビア代用物								
	イクラ								
	その他のもの								
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）								
一六〇五・一〇	かに								
	気密容器入りのもの								
	その他のもの								
	米を含むもの								
	その他のもの								
	シュリンプ及びプローン								
一六〇五・二一	気密容器入りでないもの								
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、水漬けし若しくは乾燥したもの								
	その他のもの								
	米を含むもの								
	その他のもの								
一六〇五・二九	その他のもの								
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、水漬けし若しくは乾燥したもの								
	その他のもの								
	米を含むもの								
	その他のもの								
一六〇五・三〇	ロブスター								
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの								
	その他のもの								
一六〇五・四〇	その他の甲殻類								
	えび								
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
	軟体動物								
	かき								
	スキャロップ（いたや貝を含む。）								
	い貝								
	いか								
	たこ								
	クラム、コックル及びアークシェルあわび								
	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）								

一六〇五・五九	その他のもの								
	いか								
	その他のもの								
	スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）								
	その他のもの								
	その他の水棲無脊椎動物								
一六〇五・六一	なまこ								
一六〇五・六二	うに								
一六〇五・六三	くらげ								
一六〇五・六九	その他のもの								
	うに及びくらげ								
	その他のもの								
第一七類	糖類及び砂糖菓子								
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）								
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を混合してないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル								
	乳糖及び乳糖水								
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの								
一七〇二・一九	その他のもの								
	かえで糖及びかえで糖水								
一七〇二・二〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）								
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）								
一七〇二・四〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）								
一七〇二・五〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）								
一七〇二・六〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）								
一七〇二・九〇	砂糖、砂糖水、人造蜂蜜及びカラメル								
	ハイ・テスト・モラセス								
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの								
	その他のもの								
	香味料又は着色料を加えたもの								
	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	ソルボース								
	その他のもの								
一七・〇三	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）								
一七〇三・一〇	甘しゃ糖蜜								
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの								
	その他のもの								
	飼料用のもの								
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。								
	その他のもの								
